

第1回子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会 会議録

- 1 日時 平成22年6月18日(金)午後1時～午後3時
- 2 場所 ホテル京阪京都 3階「菊の間」
- 3 出席委員(五十音順, 敬称略)
磯貝, 今村, 柏井, 川村, 小室, 寺石, 徳田, 中川, 長浜, 中村, 長屋, 西岡
西脇, 藤岡, 藤本, 升光, 宮本, 山内, 山下(早), 山下(徹)
- 4 次第
京都市あいさつ
委嘱状交付, 委員紹介, 事務局紹介, 委員長の互選, 諮問書の交付
(1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」を推進する条例の制定趣旨
(2) 条例の制定に向けた実施体制及びスケジュール
(3) 条例制定に向けて
ア 「子どもを共に育む市民憲章」について
イ 「人づくり21世紀委員からの新たな提言」について
ウ 他都市状況等の資料について
(4) その他

京都市あいさつ

谷口政策監

本日は, 市長から, 直接, 委員の先生方に委嘱をお願いするところだが, あいにく非常に多忙なため欠席ということになった。お許しいただきたい。

本市においては, 「子どもを共に育む京都市民憲章」のより一層の推進を図るために, 平成22年度中に, 子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例の制定に取り組むこととしている。条例の制定に当たって, 広範な市民の皆さんの意見を反映させるため, この委員会を設置した。詳細については, 後ほど説明させていただくが, 委員の皆様におかれては, 幅広い御経験, 専門的な見地から忌憚のない御意見を頂きたいと思う。大変厳しい日程を予定しており, 先生方には御負担をおかけすることになるが, 御理解と御協力をお願いしたい。

委嘱状交付

委嘱状は, 当日資料とあわせて各委員の席上に配布。

委員紹介，事務局紹介

資料1「子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会委員名簿」の順に，各委員が自己紹介した後，事務局職員の紹介を行った。

委員長の互選等

資料2「子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会設置要綱」第3条第2項の規定に基づき，互選により藤岡委員が委員長に選任された。

また，同要綱第3条第2項の規定により，藤岡委員長から，副委員長として，寺石委員，中川委員の指名があり，両委員が副委員長に選任された。

諮問書の交付

同要綱第1条の規定に基づき，谷口政策監から，藤岡委員長に対し，諮問書を交付。

(1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」を推進する条例の制定趣旨

事務局から各委員に対し，諮問書の写しを配布した後，谷口政策監から条例制定の趣旨について，説明した。

(2) 条例の制定に向けた実施体制及びスケジュール

事務局から，(資料3)「条例制定に向けた実施体制（イメージ図）及びスケジュール（案）」に基づき，説明した。

(3) 条例制定に向けて

ア 「子どもを共に育む京都市民憲章」について

事務局から，(資料4)「子どもを共に育む京都市民憲章リーフレット（黄色）」，(資料5)「同リーフレット（青色）」，(資料6)「京都市未来こどもプラン」に基づき，説明。

イ 「人づくり21世紀委員会からの新たな提言」について

京都市小学校PTA連絡協議会（人づくり21世紀委員会前幹事長）長屋委員から，(資料7)「人づくり21世紀委員会からの新たな提言」に基づき，説明。

ウ 他都市状況等の資料について

事務局から，(資料8)「子どもに関係する条例」を制定している自治体の例に基づき，説明。

(4) その他

委員長

ここで確認だが，諮問された条例制定を検討するに当たり，委員の中に，この条例の

制定が必要ないという方はいますか。(委員から反対の意見なし) そういう方はいないという前提で進行する。

事務局の説明を踏まえ、すべての委員から条例に関する御意見をいただきたい。

委員

先ほど御説明いただいた憲章に関しては、大変努力されて立派なリーフレットや冊子が作られている。また御説明いただいた新たな提言も立派なものである。専門家の先生方から、何か問題提起をいただいたうえで、企業として何ができるのか、どういった貢献ができるのか、といったことを整理させていただきたい。

委員

就学前児童の保護者の77%もの人たちが憲章の存在を知らず、小学生の保護者でも学校で知らせているはずなのに64%が知らなかったことが、憲章制定から3年後のアンケート結果に表れていることに驚いた。素晴らしいものができるも、どうして広げていくかが大きな問題と思う。住民の隅々にまで浸透するにはどうしたらよいかを重点的に考えないといけない。一部の人たちだけが知っているだけでは何にもならない。

委員

幼稚園や保育園に通っている子どもや保護者には、私たちの声が届くのでよいが、いつも家庭にいてなかなか皆の中に入っていだけない方々に、どんな方法で私たちの声を届けていくのか。「子どもを共に育む親支援プログラム」の委員をしており、これから具体的に動いて、地元の方に参加いただこうと思っているが、「こういうプログラムがあるんだよ」という周知をするためには、どんなことが必要かをこれから考えていかなければいけないと思っている。

委員

人づくり21世紀委員会に関わってきて、是非この条例制定を進めていきたいと思うが、先ほどから意見があるとおおり、憲章自体が伝わっていないということがある。また、条例で規制をするのかしないのか。ヨーロッパでは、パソコンを幼稚園の頃から取り入れていて、その中で良い悪いを教えていく体制になっている。例えば携帯電話でも規制するのか、使い方をきっちり教えていくのか、ある程度、どちらかを中心に考えていく必要があると個人的に感じている。

委員

この条例の策定に際して、やはり憲章がベースのひとつになるという思いを持っている。私は、憲章の行動理念について、大学でよく学生たちに質問する。例えば、「子ど

もの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。」。学生たちは、「かけがえのない命といわれると怖くて子どもは産めない。子供を産まないこと、それが大人としての責任の取り方だ。」と言う。つまり「子どもの人権を尊重する。だから私は子どもを産みません」という反応。私にすれば全く予期せぬ反応である。思わぬところでの副作用がある。こういったことを踏まえて条例案を議論していくことが大切と思う。

委員

今の学生の話でもそうだが、実際に学生になるまでに自分の存在を尊重された経験が、どれだけ今の若者にあるのか。自分の要求や力が社会に反映されているという実感を持って成長してきているのではないかと心配している。サッカーの試合があると街に繰り出て大騒ぎをして発散しているのもよいが、もっと別のところにエネルギーが発揮できる場が社会として作れないものかと感じている。

今回は、子どもの権利よりも、大人が何をすべきかを中心に検討するという方向性を初めにおっしゃられたが、子どもの権利条約では、一番大事なものは親や大人の価値観を子どもに押し付けるのではなく、子ども自身の意見を聞いて、子どもの最善の利益をいかに確保していくのか、というところが重要視されていると思う。そのことが子どもの存在を尊重する、独立した人格を認めていくことに繋がっていくので、やはり基盤は子どもの権利というところに置きたい。前提は同じかもしれないが、子どもの権利、意見の尊重、子どもの参加ということも大事に議論できればよいと考えている。

また、子どもの権利条約に関して、国連から日本が12年前くらいに勧告を受けたことがあったと思う。極度に競争的な教育制度によるストレス、あるいは余暇、身体的な活動や休息の少なさが、今の子どもの発達に良くない影響を及ぼしていると、世界中で日本だけが指摘を受けている。同じく、暴力やポルノのメディアに囲まれている影響についても、国連から勧告を受けている。子どもが遊びきりだけの環境を社会としていかに守っていけるかも議論できれば嬉しい。

委員

私たちは、子どもの権利を強調するあまり、義務を忘れたような育て方をしているのではないかと思う。権利には必ず義務が伴うこと、どちらのバランスが崩れてもおかしくなるのが社会ではないか。この憲章が生まれるとき、子どもにどうこうせよというよりも、大人の姿を見て子どもは育つので、大人が手本になるようにと言ってきた。ただ、そればかりになってくるといけないので、やはりバランスは大切。本当に大切なことは、しっかりと言いにくいことも言っていかなければ、勝手な子どもが出てくる。企業ばかりに言って反省させても駄目だし、本人の姿勢も大事。

委員

京都は子育てに対してものすごく熱心で、京都らしい特色がある。資料のパンフレットに憲章制定のときの意見交流会の写真があるが、地域の人たちが集まって、どういう憲章を作らないといけないのか、これから京都の子どもをどんな風にはぐくんでいくことが必要かと、たくさんの方が来て議論が交わされた。

親支援プログラムにも参加したが、「ほっこり子育てひろば」を作るときにも皆さん熱心だった。そういう点で、市民公聴会やフォーラムなど入れて、いろんな人を参画という形で、作るときから巻きこんでいくようにもって行ってほしい。伝えたい人に伝わらないと困るので、どう巻き込んでいくかプロセスが大事だと思う。

学校の空き教室を利用したふれあいサロンで、ゼミの学生が、高齢者の方々と10年以上交流を続けている。「今の若者はどれだけ変わっているのかと思っていたけれど、ええ人ばかり、普通の子や。」と高齢者の方たちはびっくりされている。確かにいろんな人があるけれども、決して特別な異星人のような若者ばかりではなく、本当にやさして素直な若者もたくさんいるので、そういう人たちも味方にして一緒に作っていく、そんな方向でいけたらと思う。

委員

新たな提言を作るときに、理念的なものを推進していくのがいいのか、規制的なものにするのがいいのか、そういう議論があった。個人的には、法律で規制することに抵抗はある。ただ、今の社会、自由や様々な権利をみんながばらばらで主張し合ったときに、どうなっていくのか。すべてを規制することではないが、ものによってはきっちり規制し、何か具体的なものを示しながらやっていかないと、まとまっていけないことがある。アンケートの結果で、子どもが育つ環境に大人が悪影響を与えていると考えている大人が多いが、今はいろんなものが何でも手に入るようになってきて、大人の社会と子どもの社会の境がなくなっていることが原因にあると思う。そういうものを大人一人一人が意識しながら行動できるようになっていかないといけない。ただ、総論はいいけど各論はといろんなところでしがらみが出てくると思う。児童ポルノの問題でも、今のままでよいと思っている方はいないと思うが、東京都の議会で否決される場所には、各論の部分で主張が出てきているので、建設的な形で、本当に子どもにとって良いものができればと思う。

委員

中学生の姿について紹介したい。全校生徒322名のうち170名が土曜日に参加して、ボランティアで地域のひとり暮らし高齢者をご招待して、一緒に歓談しながら昼食を食べ、生徒会主催のゲームやクイズで交流し、吹奏楽が高齢者の懐かしいと思われるような演奏するということをしている。普段、ズボンをお腹の下までおろして悪く振るま

っている中学生たちが、一生懸命汗をかいて机や椅子を運びテーブルクロスに模造紙を貼って、高齢者の手をつないで階段を上がっている姿を見たPTA会長が「こういう姿を見たことがなかった。あの子達かわいいですねえ。」と言われたこともある。子どもたちは、喜んでいただいている高齢者の姿を見て、自分も一緒に嬉しい。喜んでもらえて、自分たちもそれが嬉しいということがバネになって、もっとよいことをしようと、おもてなしの心が育ち、力を尽くすことに喜びを感じる。10年間こういう取組をすることで、中学生が、機会を借りて成長する。こんな機会を与えてくれてありがとう等の感想が出てくる。中学生のそういう姿を地域に出して見ていただくこと、その中で子どもたちが地域に発信していったり、見守っていただいて自分を伸ばしていくこと、地域との深い繋がりや支え、良いサイクルでのやりとりが増えていくと思う。

委員

私には、小学校2年生の長男と保育園年長の次男と1歳児クラスの長女の3人の子がいる。私自身も保育士の経験があるので、先生方の変さもよくわかる。メンタル面で病休をとられる先生や退職される先生も多い。そんな先生方の変さを子どもたちも機敏に感じるようで、いわゆる「噛みつき」が多く発生している。先生に向かって、トラブルのことで掴みかかるような勢いで怒鳴っているお母さんも見かける。保育という本来の仕事に加えて、保護者対応が先生の仕事になっているのが現実。これがさらに先生の負担になって、さらにトラブルがあつて、悪循環になっているのが、保護者から見ていてもわかる。長男を学童保育に通わせているが、去年は入所する児童が多かったため、1年生から3年生が広くないホールでひしめき合っている状況だった。喧嘩も多いだろうし、先生も怒ってばかりだろうなと容易に想像できた。学校も、今のまま人数が増えなければ、ぎりぎり40人という2クラスになってしまうと聞いている。これから学習量も増えて、先生方に丁寧に見てもらいたいのにという思いがある。すごくよい憲章を作っても、余裕が必要で、親にも子にも先生にも学校にも保育園にも余裕がないことをいろんな場面で感じる。

委員

京都市が子どもに関する憲章を作ると聞いた当時、緊張した。弁護士としては、子どもの権利を限定するような憲章や条例を作るのではと頭が働いた。実際には、立派な憲章を作っていただいたと認識している。憲章の中身は非常に素晴らしいことが書いてある。今回は、この憲章を推進する条例を制定するためにこの委員会を開くということだが、憲章自体、何か義務を課すという強力なものではないので、その推進を条例を制定して取組むということについて、どういった内容になるのかイメージがわからないのと同時に、楽しみでもある。私も意見を言える立場で、その制定の過程を見させていただくことを非常に楽しみにしている。

委員

本当に京都はすばらしい。こういう憲章ができていて、子どもに対する温かいものがたくさんあると思う。しかし、疑問をもっているのが、京都の少年の犯罪が全国一位ということ。それを考えたときに、35年間も保護司をやってきて、家庭教育がまず一番に頭にくる。ただ、アンケートのなかで、子どもの育ちに大人の環境が悪い影響を与えていると考えている大人がほぼ100%ということに、ほっとしたような、やはりそうだったのかという思い。それならば、親がもっと一生懸命、子どもに愛情を注ぐべきであり、条例という堅苦しいものでは、何か豊かなものが抜けてしまうのではないかとといった危惧も考えている。人づくり21世紀委員会でも、いろいろな素晴らしい講演をさせていただいているが、本当に聞いてほしい方に聞いてもらえないことを非常に残念に思っている。この条例も皆さんに浸透していくような方法でやっていただけたらなと思っている。

委員

企業側で何の努力ができるかといった意見を述べさせていただくことになると思う。専門家の御意見を聞かせてもらって、企業として力になれるところを考えていきたい。

また、子育ての話をするときには、大多数を占める人を中心に考えられているのではないかという気がしている。例えば、夜に働いている人たちとか、外国籍の人たちとか、そういった人たちの子育てについて、表面上の制度は整っているかもしれないが、いろいろな分野でうまくいかないといった相談等も決して少なくない。そういった面も踏まえながら、御意見を聞きたいと思う。

委員

ひとつは、「締めつけ」ということ。アンケートでも、子どもの育つ環境に大人が悪影響を与えているという結果があり、大人の責任が大きいということがある。世の中、いろんな方がおられる。有害図書、ドラッグ、児童ポルノ、いろんなところで大人がニュースになっている。すべての大人がすべて良ければ、憲章が浸透すれば良い世の中になると思うが、現実にはそうはいかない。かけがえのない子どもたちを守るために、大人たちがフィルターとなるべく、条例を作ること等での法的整備が必要だと思う。条例と憲章、どちらかだけでもだめだと思うので、共により良いものになればいいと思う。

また、行政には、保育所の整備等、していただきたいことが多くある。そのあたりもソフト、ハード、うまく民間と行政が手を携えていきたいと思っている。

委員

憲章を見ると、子どもを育てる大人の役割が書かれている。一方、今の世の中を考え

ると、厳しい競争社会であり、また非正規雇用など生活が非常に厳しい中で、なかなか大人が家庭や地域社会にあって余裕をもって暮らすことができない状況にあると思われる。そのような中、どのように取り組んでいけばこの憲章が浸透していくのか、そのための条例を作っていくのは非常に大事なことだと考えます。

現在、国において障害者権利条約に基づいた障害者制度改革の取り組みが進められています。その障害者権利条約においては、障害児の教育はインクルーシブ教育とされています。私としてはこのインクルーシブ教育を実施することにより、具体的にどのような効果等が期待できるのかイメージを持っておきませんが、この教育により障害児も含め全ての子どもの育ちに、なにがしかのよい変化が生ずるのではないかと期待しているところです。

委員

この憲章ができるときは、最初は、子どものための市民憲章というよりも、子どもの何かを規制するためのものかと思ったが、内容を見たときに、親がしっかりしなければならぬというところを捉らえた市民憲章と感じた。私には子どもが3人いて、学校から憲章のリーフレット等をもたらってくる。ただ、先生が子どもに、どのように渡すかで親への伝わり方が変わってくる。先生の意識自体が、単なるひとつの資料として渡されると、子どもも良いものかどうか分からないから鞆に入ったままになるし、先生が一言、「親と一緒に読んで考えて」と言えば、親と一緒に話をするネタになる。そういったことで浸透率が大幅に変わってくると以前から感じている。憲章を浸透させるために条例を制定していこうということで、どのような条例になるかはこれから検証していくところになるだろうが、そういうことも踏まえながら検証していきたい。私の周りには、この憲章を知っていますかと聞くのだが、初めて会う方は知らない方が多い。本当は、こういう憲章が必要になってきた社会環境がまず問題であって、こういうものを条例化しなければならない環境が問題である。このような話し合いのいらない社会を願っているが、時代は逆行できないし、子どもの置かれている状況も複雑化してアングラなところに入っている。昔は近所の人子どもに良くしてくれていたが、今は近所の付き合いがなくなっている。そういうことも踏まえて、いかに浸透させていくかということも話し合っ、良い条例になるようにしていきたい。

委員

児童館・学童クラブで憲章の歌を流している。子どもたちと合唱していると、それがきっかけになって家でも口ずさんでくれて、そこから保護者に知っていただく機会ができたかなと思っている。機会があったら皆さんにも御紹介したい。児童館では、子育て支援と子どもの健全育成ということを2つの大きな柱として掲げて日々取組を進めている。子どもの健全育成を進めていくうえで、もっとも大切なものは「遊び」だと一貫し

て主張している。遊びのなかでルールを守る大切さ、人を思いやることの大切さを学んでいく。実は、子どもの世界から、だんだん遊びの種類、時間、仲間が無くなりつつある。そのことが子どもを健やかに育てることの大きな障害になっているのではないかと思う。子どもが遊ぶためには、大人がしっかり環境を整えることが必要。地域のなかで見守ってくれる大人がいて初めて力いっぱい遊ぶことができる。今、地域は子どもに対してどのような関係をもってくださいるか。地域の実情を考えると心暗い。

子どもの遊びをしっかり保障していくという観点から、地域の在り方、親の在り方、憲章のあり方、条例制定のなかにそういった観点も盛り込めたらなど、児童館の立場から思う。

委員長

皆さんの意見を聞いて整理すると、3点くらいになると思いました。

1点目は、この会議の進め方を含めて、いろいろな方の意見を聞くこと、委員の方の意見を聞く時間を多くもつことを大事にしなければならないと感じた。この会議のプロセスの在り方が、今後、憲章をどう浸透させていくかということに繋がっていき、市民の方々に、いかに参画してもらおうか、そういうことも、この会議の延長線上にでてくることだろう。できるだけプロセスを大事にしていきたい。

2点目は、いわゆる主体性としての子どもというのは、憲章の前提になっているが、その前提の上に条例をどう考えるか。憲章自体が子どもの権利を前提としているので、子どもの権利は、この委員会では当面の議論にならないけれども、そういったものとのバランスを、どのようにとりながら作り上げていくかということになる。子どもの環境として、家庭・学校・地域社会の他に、特に問題なのは、第4の空間、つまり情報空間である。この第4の環境が大きな影響を与えている。そのことをどう捉え、どう考えるか。そういうなかで子どもの位置付けをどのように考えるかということがある。

3点目は、この委員会の主たる点であります。憲章を制定して、その憲章をいかに市民のものにするか、日常行動のなかに憲章が生きている、そんな市民をどう増やしていくかがひとつの目標となるだろう。憲章自体、努力目標として設定したが、なかなかうまくいっていない。このことが、これからの議論の中心になると思う。

また、そのなかでも、規制というものをどう考えるかが大きな問題になってくる。規制というと、すぐに「罰則」というイメージが浮かぶが、それは究極の規制であって、携帯電話ひとつをとっても、設計段階での規制もある。罰則だけでなく、多様な規制を考える必要がある。それでもなお、理想と現実の中で、現実をきちんとしなければならないということがあれば、最終的には、罰則もやむを得ないこともあるかもしれない。憲章を実体化するという意味で、どういう形で規制していったらよいのかが議論の中心になると思っている。

内閣府で4年程、非行少年の分析会議に出ていた。京都市は、憲章を持っていながら

少年非行が非常に多い。そこでの議論の中で、この憲章を説明するのは難しいところがあった。そういう矛盾という用語があるが、そこをどう考えるのか。家庭の在り方、男性・女性の在り方を含めて、近代の歩みそのものが、いろいろな意味で進めるのか見直しなのか、総括が求められている。そのひとつが子どもの問題ではないかと思う。

規制には前提として検証作業が必要である。十分に確かな数値等を得たうえで行う必要があるだろうと改めて認識したところである。

委員

規制か理念かという話があったが、児童ポルノでも、何かを規制したところで根本的な解決にはならない。なぜ児童ポルノを大人が観るのかというところへの着眼が必要である。原因が子ども時代にあるとすれば、豊かな子ども時代を過ごすためには、どんなことが必要なのか。今は、子どもの遊び場所がどんどん減っていて、弱者にはけ口を求めている大人、人づきあいができない大人が増えている。児童ポルノの規制は大事だが、もっと根本的な環境面を整えることにこそ意味があるのではないか。

例えば、小学校の運動会でも、今は準備時間が短縮されている。昔は、上級生が下級生に組体操等を教え、そこから連帯感を学び、心から感動するものを子どもたちが自らの手で作ってきた。今は、子どもたちも不完全燃焼になっていて、力が発揮できていない。このようなことが、豊かな体験、豊かな人格に繋がっていくと思う。個人の親がどうこうというのではなく、京都として何が大事なのかというところに議論が及べば嬉しい。

委員長

憲章を現実化、実体化するうえで、何が一番必要なのかという御意見であると思う。時間的に遠回りになるものと即応的なものがあると思うが、短絡的な解決を求めるだけではだめという御指摘だった。それはそのとおりであろう。

閉会のあいさつ

大変貴重な御意見をいただいた。以上をもって、第1回子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会を閉会する。